令和８年１１月
防　衛　省

# 意見公募要領

自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）第６５条の２第２項第１号イ又はハに該当する隊員（以下「若年定年制自衛官等」という。）であった者に対する、離職後その年齢が６５年に達するまでの間の就職の援助を行うため、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令案及び若年定年制自衛官等であった者の就職の援助について（案）について、広く国民の皆様から意見等を募集いたします。

１　意見募集対象（別添参照）

（１）自衛隊法施行規則の一部を改正する省令案

（２）若年定年制自衛官等であった者の就職の援助について（案）

２　意見募集期間

令和８年１１月５日（木）～令和８年１２月４日（金）

３　意見提出方法

（１）電子政府の総合窓口「ｅ－Ｇｏｖ」

電子政府の総合窓口「ｅ－Ｇｏｖ」の「意見提出フォーム」により提出してください。

（２）電子メール

電子メールの件名を「【パブコメ意見】自衛隊法施行規則の一部を改正する省令案等について」として、メール本文に御意見をご記入し、下記メールアドレスへお送りください。

電子メールアドレス：re-employment.jinzaiikusei@mod.go.jp

（３）郵送

意見書（別紙様式）に必要事項（住所、氏名（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び連絡先（電話番号及び電子メールアドレス）（任意））を記載の上、下記宛先にお送りください。

〒１６２－８８０１　東京都新宿区市谷本村町５－１

防衛省人事教育局人材育成課　宛

※　郵送の場合、令和８年１２月４日（金）までの通信日付印が押されていれば、期日までに提出されたものとみなします。

４　意見提出上の注意事項

（１）提出される御意見等は日本語に限ります。

（２）電話での御意見等はお受けしませんので、御了承願います。

（３）提出されました御意見等に対して個別に回答はいたしかねますので、御了承願います。

（４）提出されました御意見等については、住所（又は所在地）、個人の氏名（又は名称）、連絡先（電話番号及び電子メールアドレス）を除き公表される場合があります。

【内容についての問合せ先】

〇　防衛省人事教育局人材育成課

〒１６２－８８０１　東京都新宿区市谷本村町５－１

℡：０３－３２６８－３１１１（内線２３６３４）

【資料の入手方法】

〇　意見募集の対象となる資料及び関連資料の入手方法については、

（１）電子政府の総合窓口「ｅ－Ｇｏｖ」(https://www.e-gov.go.jp)の「パブリックコメント」欄に掲載

（２）防衛省人事教育局人材育成課において配布

５　個人情報について

御意見等の提出又は内容の問合せにおいて取得した個人情報については、適正に管理し、御意見等の内容に不明な点があった場合の連絡や確認の際にのみ活用させていただきます。

別紙様式

# 意　見　書

令和　　年　　月　　日

防衛省人事教育局人材育成課　宛

住所※１：〒000－0000
〇〇県〇〇市〇〇〇〇
ﾌﾘｶﾞﾅ
氏名※１：〇〇〇〇
又は株式会社〇〇〇〇
代表取締役〇〇〇〇
電話番号※１：００－０００００－０００００
電子ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ※１：****@**.**.**

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令案及び若年定年制自衛官等であった者の就職の援助について（案）に関し、下記のとおり意見を提出します。

記

１　該当か所

２　御意見

３　理由

※１　住所、氏名（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び連絡先（電話番号及び電子メールアドレス）の記載は任意です。なお、氏名の記載に当たっては旧氏の使用を可とします。
※２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番としてください。複数ページにわたる場合はページ番号を記載してください。